芽室町の指定管理に係る「指定管理委託料」と「リスク分担」の考え方 (令和4年12月22日改定)

1. 指定管理委託料の変更について

本考え方については、平成19年11月に当初定めたものであり、本町における指定管理制度を10年以上行ってきた期間における社会情勢の変化やあらかじめ想定すべきリスクを明記・整理することを目的に令和4年に改定を行うものである。

(1) 年度当初の指定管理委託料の決定

指定期間における各年度の指定管理委託料は、指定管理者となった者から応募提案された当該指定期間全体及び年度毎の事業経費を基に、双方協議の上、年度における委託料を定めた「年度協定書」を締結して決定する。

委託料は、複数年に亘る指定期間の総額を<mark>債務負担行為で設定しているものの、当初予定した管理業務範囲の変更や、災害等による不可抗力事態等を想定し、予算の範囲内において年度毎締結する仕組みを採っている。</mark>

従って、毎年度締結する「年度協定書」においては、前年度と比較しての委託 料の額変更も有り得る。

(2) 年度途中の指定管理委託料の額の変更

年度協定期間内における委託料の額変更については、「年度協定書」の第4条 に、「委託料の額を変更すべき特別な事情が生じたときは、その都度、甲乙協議 の上、定めるものとする。」と規定している。

変更すべき特別な事情は、個別の事情にもよるが、基本的には年度当初の委託料変更と同様の事態を想定している。

(3) 変更協議が可能な事態

前記(1)及び(2)を可能とする事態は、別紙「指定管理に係るリスク分担表」に、「負担者が芽室町」及び「協議事項」として定めたものとする。

なお、リスク分担表に定める事項で、疑義があるもの及び想定外の事由が生じた場合は、芽室町と指定管理者双方の協議により決定する。

2. 指定管理に係るリスク分担

(1) リスク管理とリスク分担

「リスク」についての定義は様々あるが、ここでは、「協定等の締結の時点では その影響を正確には想定できない不確実性のある事由によって、損失が発生する 可能性をリスクという」と定義する。リスク管理とは、「リスクの顕在化に伴う 損失の発生を最小化することを目的として、発生しうるリスクの種類・内容、発 生確率、想定される影響の規模等について、事前に可能な限り分析・把握した上 で、適切な対応を図ること」である。公の施設におけるリスクは町と指定管理者 において適切なリスクの分担を行うことが必要である。

(2) リスク分担の原則

リスク分担の原則は「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」ことである。つまり、リスクの顕在化に対しより小さな費用で防ぎ得る者、リスク顕在化の恐れがある場合に損害を最小限にし得る者が負担するものである。基本的なリスク分担表を以下に示す。

リスク分担表

		負担者	
種類	内容	芽室町	指定管
		才至"	理者
物価変動* ¹	収支計画に多大な影響を与えるもの	協議事項	
	上記以外のもの		0
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		0
周辺地域・住民及び	地域との協調	協議事項	
施設利用者への対	施設管理、運営業務内容に対する住民		0
応	及び施設利用者からの反対、訴訟、要		
	望への対応		
	上記以外	0	
不服申し立て	指定管理者が行った公の施設を利用す	0	
	る管理に関する処分への異議申し立て		

	内容	負担者	
種類		芽室町	指定管 理者
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	0	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		0
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変	0	
	更 <mark>(消費税率変更含む)</mark>		
	企業・雇用に影響を及ぼす税制変更		0
政治、行政的理由に	政治、行政的理由から、施設管理、運	協議事項	
よる事業変更	営業務の継続に支障が生じた場合、又		
	は業務内容の変更を余儀なくされた場		
	合の経費及びその後の維持管理経費に		
	おける当該事情による増加経費負担		
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、	協議事項	
	落盤、火災、争乱、暴動、 <mark>伝染病・感</mark>		
	<mark>染症流行</mark> その他の自治体又は指定管理		
	者のいずれの責めにも帰すことのでき		
	ない自然的又は人為的な現象)に伴う、		
	施設、設備の修復による経費の増加及		
	び事業履行不能		
	利用料金制を導入する公の施設で不可		
	抗力等を原因とする施設閉鎖を町が決		
	定した場合の収入減による影響額		
	上記以外の指定管理者が未然の対処に		
	より事態悪化を防ぐことができると認		
	<mark>められる場合</mark>		
書類の誤り	仕様書等自治体が責任を持つ書類の誤	\circ	
	りによるもの		
	事業計画書等指定管理者が提案した内		\circ
	容の誤りによるもの		
資金調達	経費の支払い遅延(自治体→指定管理	\circ	
	者)によって生じた事由		
	経費の支払い遅延(指定管理者→業者)		\circ
	によって生じた事由		

種類	内容	負担者	
		芽室町	指定管 理者
施設・設備の損傷	施設の構造や設備劣化など施設管理に よらないもので資本的支出となるもの	0	
	(60万円以上のもの) *5		
	指定管理者が管理を始める前からの故	0	
	障や不具合によるもの		
	<u>修繕となるもの(60万円未満)*⁵</u>		0
	指定管理者が設置した設備・備品		0
	第三者の行為から生じたもので相手方		0
	が特定できないもの(<mark>60万円未満の修</mark> <mark>繕)*⁵</mark>		
	第三者の行為から生じたもので相手方	0	
	が特定できないもの(上記以外)		
	管理運営上の瑕疵により発生したもの		0
	サービス向上・業務効率化を図るため の設備更新		0
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったこと によるもの		0
	第三者の行為から生じたもので相手方		0
	が特定できないもの(極めて小規模な		
	もの)		
	第三者の行為から生じたもので相手方	0	
	が特定できないもの(上記以外)		
第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠った		\circ
	ことにより損害を与えた場合		
	上記以外の理由により損害を与えた場	\circ	
ht - 11 - 1	合		
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		0
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又 は期間中途における業務を廃止した場		0
	合における事業者の撤収費用		
	ロロヤリッチ本日や駅林貝川		

- *1物価変動に係るリスク分担の整理
- ① リスク分担に伴う考え方の整理

芽室町では「指定管理委託に係る燃料費補てん」の考え方(平成 20 年 11 月 7 日)により燃料費補てんを実施してきた。本リスク分担表において物価変動の考え方を整理したことに伴い「指定管理委託に係る燃料費補てん」の考え方は廃止し本考え方に統合するものとする。

② 補てんの考え方

指定管理委託料の変更の考え方は、本考え方1に示すとおりであるが、物価変動に係る年度内変更の基本的な考え方は以下③のとおりであり、「年度協定書」において、対象経費、補てん基準及び補てん時期を定めるものとする。基本的な補てん時期は3月とするものとする。なお、本考え方による補てんは令和5年4月1日から適用するものとする。

- ③ 基本的な補てん判断基準
 - (ア) 指定管理者が提出する燃料費等の各経費見込みと「年度協定」締結時の町の積算における当該経費の差額が指定管理料全体の1%*2を超えること。 (いずれも消費税抜きの額)

なお、複数の経費において経費増額が発生した場合は経費毎に指定管理 料全体の1%を超える*3ことを基準とする。

(イ) (ア)の差額に 1/2 を乗じ、消費税を転嫁した額を補てん額とする。積算 単価及び平均単価は少数第 2 位切捨てとする。

*2 1%とした理由

「指定管理委託に係る燃料費補てん」の考え方(平成 20 年 11 月 7 日)において指定管理者の企業努力により、燃料費変動に伴う経費増額を負担できる範囲を 1%としていたものである。国土交通省が定める標準契約約款第 25 条第 5 項(単品スライド条項)においても基準を 1%としており、指定管理者が経費増額を負担できる基準において 1%とすることが妥当であると判断するものである。

- *3 経費毎に指定管理料全体の1%を超える
 - 例 指定管理委託料 1,000万円(税抜き)、消費税額100万円

燃料費増額分 150万円(税抜き)、電気料増額分50万円、人件費*410万円

燃料費 150万円/1,000万円>1% (15%) 15%-1%=14%

1,000 万円×14%=140 万円 140 万円×1/2=70 万円

補てん費 70万円+消費税

電気料 50万円/1,000万円>1%(5%) 5%-1%=4%

1,000 万円×4%=40 万円 40 万円×1/2=20 万円

補てん費 20 万円+消費税

人件費 10万円/1,000万円<1% 補てん費なし

補てん合計 70万円+20万円+消費税

* 4 人件費

リスク分担の考え方に照らし、一般的な業務上の理由による人件費増大による ものは対象とは補てんの対象とはならないが、最低賃金など公的指標を基に設定 する町の積算時単価が上昇した場合を想定する。物価変動としての補てん対象と する基準については、②のとおり「年度協定書」にてあらかじめ定めるものとする。

*5 修繕費の基本的な考え方 資本的支出と修繕の60万円基準

公の施設における運用において、利用者等の安全の確保や必要なサービス提供の観点から施設の不具合等への速やかな対応をしなければならない。本考え方においては、基準を設定するものの、実情に合わせ公の施設ごとに「年度協定書」において定めるものとする。